

介護職員が実施できること＝「医行為ではないこと」が改定されました！

「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について」が厚生労働省医政局長より平成 17 年に通知され、高齢者介護や障害者介護の現場等において、判断に疑義が生じることの行為であって原則として医行為でないと考えられるものが示されました。

そしてこのたび上記通知に記載のない行為のうち介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を整理し改めて通知されました。

これを踏まえ医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際や、ケアの提供体制について検討する際の参考としてください。

※なお詳細は実際の通知文でご確認下さい。

平成 17 年 7 月 26 日通知（医政発第 0726005 号）

1	体温測定
2	自動血圧計での血圧測定
3	新生児以外にパルスオキシメーターを装着
4	切り傷、擦り傷、やけど等について専門的判断や技術を必要としない処置
5	軟膏塗布、湿布貼付、点眼、一包化された内服薬の内服、坐薬挿入・点鼻の介助
6	正常な状態の爪を爪切りで切る、ヤスリをかける
7	日常的な歯ブラシ、口腔内の清拭
8	耳垢除去
9	パウチ内の排せつ物を破棄する
10	自己導尿の補助（カテーテル準備、体位の保持など）
11	市販のグリセリン浣腸で行う浣腸

令和 4 年 12 月 1 日通知（医政発 1201 第 4 号）

12	インスリン注射関係 ・実施の声掛け、見守り、患者への注射器の手渡し、使用後の注射器の片付け ・患者が測定した血糖値がインスリン注射実施の範囲と合致しているか確認 ・患者が準備したインスリン量と医師の指示量と合致しているか確認
13	血糖測定関係 ・持続血糖測定器のセンサー貼付及び測定値の読取り
14	経管栄養関係 ・患者に留置されている経鼻栄養チューブの固定テープの貼り替え ・経管栄養の準備及び片付け（ただし栄養剤の注入、停止を除く）
15	喀痰吸引関係 ・吸引器にたまった汚水の廃棄、水の補充

16	在宅酸素療法関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクやカニューレを装着していない場合等における装着等の準備や離脱後の片付け</li> <li>・酸素供給装置の蒸留水の交換、機器の拭き取りなど</li> </ul>
17	NPPV 使用患者の人工呼吸器の位置を医師またはNsの立会いの下で変えること
18	膀胱留置カテーテル <ul style="list-style-type: none"> <li>・バッグ内の尿を廃棄（DIB キャップの開閉）</li> <li>・バッグ内の尿量及び尿の色の確認</li> <li>・専門的管理の必要がない膀胱留置カテーテル留置中患者の陰部洗浄</li> </ul>
19	上記5に追加；爪白癬にり患した爪への軟膏・外用液の塗布、吸入介助、水剤の内服介助
20	とろみ食を含む食事の介助
21	義歯の着脱及び洗浄